

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月21日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第6号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項の<u>届出に当たり</u>、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の<u>提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</u></p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項の<u>届出は</u>、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を<u>提示して行わなければならない。</u></p>

第1号様式を次のように改める。

四日市市国民健康保険特例対象被保険者等届出書

年 月 日

四日市市長

四日市市

住 所 _____

世帯主氏名 _____

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 _____

国民健康保険特例対象被保険者等に係る事項について、下記のとおり届出します。

被保険者証記号番号																				
特例対象被保険者等の氏名																				
個人番号																				
離職日	年 月 日																			
離職理由番号 ※該当する離職理由番号を ○で囲んでください。	特定受給資格者	1 1 ・ 1 2 ・ 2 1 ・ 2 2 ・ 3 1 ・ 3 2																		
	特定理由離職者	2 3 ・ 3 3 ・ 3 4																		
適用期間	年 月 から 年度末まで																			

※雇用保険受給資格者証の内容を記入してください。

※離職時、65歳未満の方が対象となります。

※適用期間終了までに四日市市国保を脱退した場合は、資格喪失日の属する月の前月までとなります。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)